

藤井寺市柏原市学校給食組合職員厚生会規約

昭和 50 年 4 月 1 日
厚生会規約第 1 号

改正

昭和 57 年 4 月 1 日 厚生会規約第 1 号	昭和 63 年 4 月 12 日 厚生会規約第 1 号
平成 3 年 5 月 1 日 厚生会規約第 1 号	平成 13 年 4 月 1 日 厚生会規約第 1 号
平成 18 年 4 月 13 日 厚生会規約第 1 号	平成 18 年 6 月 19 日 厚生会規約第 2 号
平成 30 年 3 月 23 日 厚生会規約第 1 号	令和 5 年 3 月 20 日 厚生会規約第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 42 条の規定に基づき藤井寺市柏原市学校給食組合職員の厚生制度を確立し、会員相互の親睦と福利の増進を図ることを目的とする。

(名称及び所在)

第 2 条 この会は、藤井寺市柏原市学校給食組合職員厚生会（以下「厚生会」という。）と称し、事務局を藤井寺市柏原市学校給食組合事務局内に置く。

第 2 章 事業

第 3 条 厚生会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 慰安会、旅行等の開催
- (2) 職員の慶弔に関すること。
- (3) 健康管理事業
- (4) その他、理事会で必要と認めた事業

2 前項第 2 号の規定による慶弔金については、別表のとおりとする。

第 3 章 会員

(会員)

第 4 条 厚生会の会員は、藤井寺市柏原市学校給食組合職員の厚生制度に関する条例（平成 18 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 3 号）第 2 条各号列記の者とする。

(会員の資格)

第 5 条 会員の資格は、前条に規定する者となった日から始まり同条に規定する者でなくなった日をもって終わる。

(会員の権利、義務)

第 6 条 会員は、厚生会が行う事業に参加する権利を有し、厚生会の規約等に従う義務を負う。

第 4 章 役員及び事務局

第 7 条 厚生会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 2名

理事 7名

監事 2名

2 厚生会は、前項の役員のほか、相談役若干名を置く。

(役員の職務)

第8条 会長は、厚生会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 理事は、業務を掌理し、事業の執行にあたる。

4 監事は、会計を監査する。

(役員の選任)

第9条 会長は、事務局長をもってあてる。

2 副会長は、会長が指名したものと及び給食組合の職員団体から推薦された者をもってあてる。

3 理事は、次の区分により選出する。

(1) 会長が指名する者 3名

(2) 給食組合の職員団体の互選による者 4名

4 監事は、次の区分により選出する。

(1) 会長が指名する者 1名

(2) 給食組合の職員団体の互選による者 1名

5 相談役は、正副管理者をもってあてる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた時は、補充することができる。ただし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員費用弁償)

第11条 役員には、報酬は支給しない。ただし、その職務を行うために費用を要したときは、その費用を弁償する。

(常任理事)

第12条 理事のうち1名は常任理事とし、会長が指名する。常任理事は、会長の命を受け、厚生会の庶務をつかさどる。

第5章 会議

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、理事の3分の1以上の請求があれば、その都度招集しなければならない。

2 理事会は、その構成委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただ

し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 厚生会業務の執行
- (2) 規約等の制定改廃
- (3) 事業運営の基本的方針
- (4) 予算及び決算
- (5) その他必要な事項

第6章 会計

(会計年度)

第14条 厚生会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(予算)

第15条 厚生会の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

2 厚生会は、一般会計のほか、特定の事業を行うにつき必要あるときは、特別会計を設けることができる。

(経費)

第16条 厚生会の行う事業の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 給食組合の委託料
- (2) 寄付金
- (3) 会員の掛金
- (4) その他の収入

(管理)

第17条 厚生会の資金は、会長が管理する。

(監査)

第18条 監事は、毎会計年度1回以上会計監査をしなければならない。

2 監事は、前項の監査の結果を、理事会に報告しなければならない。

(会費)

第19条 厚生会の会費は月額600円とする。

附 則

1 この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

2 削除

(他の規定の改廃)

3 藤井寺市柏原市学校給食組合職員福利厚生会会則並びに、職員福利厚生会運営規定は即日廃止する。

4 前項の経費の総てを引継ぐものとする。

附 則 (昭和57年4月1日厚生会規約第1号)

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月12日厚生会規約第1号）

この規約は、昭和63年4月12日より施行し、昭和63年4月1日より適用する。

附 則（平成3年5月1日厚生会規約第1号）

この規約は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日厚生会規約第1号）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月13日厚生会規約第1号）

この規約は、平成18年4月13日より施行し、平成18年4月1日より適用する。

附 則（平成18年6月19日厚生会規約第2号）

この規約は、平成18年6月19日より施行し、平成18年4月1日より適用する。

附 則（平成30年3月23日厚生会規約第1号）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日厚生会規約第1号）

（施行期日）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

結婚祝金	初婚	10,000円
出産祝金	会員又は会員の配偶者	10,000円
病気見舞金	入院療養(14日以上)	10,000円
災害見舞金	①半壊又は半焼	10,000円
	②全壊又は全焼	20,000円
死亡給付金	①本人	20,000円
	②配偶者、父母(配偶者の父母含む)、同居の子	10,000円
	③本人又は配偶者の妊娠12週以上の死産	5,000円
	④同居の祖父母及び兄弟姉妹	5,000円
	⑤同居の第2号及び前号に該当しない親族	3,000円
退会記念品	①在会5年以上10年未満	5,000円
	②在会10年以上20年未満	10,000円
	③在会20年以上30年未満	30,000円
	④在会30年以上	50,000円